果実関係事業に係る業務方法書　新旧対照表（令和３年度見直し分）

|  |  |
| --- | --- |
| 変　　　　更　　　　後 | 現　　　　　行 |
| 第１条～第２条　　（略）  （業務）  第３条～(1)　　　（略）  (2) 果実計画生産確認事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業の実施並びにこれらの事業に対する補助  (3)～(4)　　　（略）  ２～３　　　（略）  （事業の実施に対する補助）  第４条　協会は、第３条第１項第２号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業を実施する者に対して補助する。  第５条～第１４条　　　（略）  （整備事業）  第１５条～(5)ア　　　（略）  　イ　被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備（中央果実協会の実施細則で定める多目的防災網を含む、以下同じ。）の整備  （推進事業）  第１６条～(3)ウ　　　（略）  (4) 省力技術活用等による生産技術体系構築（要綱Ⅰの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の２の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。  ア　果樹生産性向上モデルの確立は、果樹モデル地区協議会が農地中間管理機構果樹モデル地区として、中央果実協会の業務方法書別紙に定める要件、手続き等に従い行う実証等の取組とする。  イ  ウ  (5)ア～(6)イ　　　（略）  (7) 産地の構造改革・生産基盤等強化検討会（要綱Ⅰの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の２の(7)の取組をいう。以下同じ。）は、産地協議会が産地の実情を踏まえた産地計画の改定その他産地の課題解決のための検討会の開催、アンケートの実施、資料の作成等を行うものとする。  第１７条～第４８条　　　（略）  （補助金の額等）  第４９条　支援対象者ごとの補助金の額は、第４４条の改植等の園地ごとの面積に、要綱Ⅰの第１の２の(3)に定める補助率（定額）を乗じて得た額を合計し、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。  　ただし、中央果実協会の実施細則に定める場合にあっては、この限りでない。  　（削除）  第５０条～第５１条　　　（略）  （事業の内容及び実施者）  第５２条　未来型果樹農業等推進条件整備事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、要綱Ⅰの第１の３の(1)のア又はイの実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を総合的に補助する事業とする。  ２　　　（略）  第５３条～第５４条　　　（略）  （事業実施計画の承認等）  第５５条　本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。  (1) 支援対象者は、要綱Ⅰの第１の３の(8)のアの未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。  (2)～(5)　　　（略）  第５６条（1）　　　（略）  (2) 協会は、要綱Ⅰの第２の３の(12)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。  第５７条～第５８条（2）　　　（略）  (3) 「大苗の育成」に係る事後確認は、育苗ほが設置された時点以降に行い、実施計画での大苗を用いて改植・新植する面積に十分な面積が確保されていること及び大苗を育成する条件が整っていることを確認する。  第５９条～第６１条　　　（略）  第６２条～第６８条　　　削除  第５節　新品目･新品種導入実証等事業  （事業の内容）  第６２条　新品目･新品種導入実証等事業は、近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組を行う事業とする。  ２　　　（略）  （中央果実協会が特認する支援対象団体）  第６３条　要綱Ⅰの第２の３の(3)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める団体をいうものとする。  （補助対象となる取組等）  第６４条　補助対象となる取組は、要綱Ⅰの第２の４に示されているとおりとする。  ２　補助率は、定額とする。ただし、１地区の補助金額の上限は１千万円とする。  （事業実施計画の承認）  第６５条　支援対象者は、要綱Ⅰの第２の７の(1)の新品目・新品種導入実証等事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、本会に提出する。  ２～３　　　（略）  （補助金の交付申請）  第６６条　協会は、要綱Ⅰの第２の１０の(2)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。  （事業の実績報告及び補助金の交付）  第６７条  (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、協会に提出するものとする。  (2)　　　（略）  (3) 協会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。  第６節  （事業の内容）  第６８条  ２　　　（略）  ３　前項の事業の支援対象者は、要綱Ⅱの第１の３に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。  （補助対象となる取組等）  第６９条　補助対象となる取組は、要綱Ⅱの第１の４に示されているとおりとする。  ２　補助率は、定額又は１／２以内とする。  第７０条  （補助金の交付申請）  第７１条　協会は、要綱Ⅱの第１の１１の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。  第７２条  第７３条  第７４条  第７節  第７５条  （中央果実協会が特認する支援対象者）  第７６条　要綱Ⅱの第３の３の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。  （補助対象となる取組等）  第７７条　補助対象となる取組は、要綱Ⅱの第３の４に示されているとおりとする。  ２　補助率は、検討会の開催、新植・改植及び花粉専用樹の育成管理については定額（ただし、要綱Ⅰの第１の１の(3)のアの表の１の(1)において定額とされていないものについては１／２以内）とする。また、小規模園地整備及び機械・施設のリース導入については１／２以内とする。  ３　　　（略）  （事業実施計画の承認等）  第７８条  (1) 支援対象者は、要綱Ⅱの第３の５の花粉専用園地育成推進事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。  (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第８７条に定めるところにより事前確認を行うものとする。  (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を協会に提出する。  (4) 協会は、事業実施計画を承認しようとするときは、北海道及び中央果実協会に協議するものとする。  (5) 協会は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。  （補助金の交付申請）  第７９条　協会は、要綱Ⅱの第３の９の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これをとりまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。  （事業の実績報告及び補助金の交付）  第８０条   1. 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。   (2)～(3)　　　（略）  (4) 協会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。  第８１条  （事業実施状況の報告等）  第８２条　支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、７月末日までに協会に報告するものとする。  ２　　　（略）  （事業の評価）  第８３条　支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、７月末日までに協会に報告するものとする。  ２　　　（略）  （補助金交付事務の委任）  第８４条　支援対象者は、第８７条及び第８８条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。  第８節  第８５条  第９節  第８６条  第８７条  （都道府県推進事務費）  第８８条　協会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第３条第１項第１号から第２号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央果実協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。  第８９条  第９０条  第９１条  第９２条  （財産処分等の手続）  第９３条　事業実施者（果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業にあっては支援対象者。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（ただし、機械及び器具については１件当たりの取得価格が５０万円以上のものとする。）について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成２０年５月２３日付け２０経第３８５号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、協会の承認を受けなければならない。  　また、協会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央果実協会の承認を受けなければならない。  ２～７　　　（略）  第９４条  第９５条  第９６条  （各種施策との連携）  第９７条　担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び未来型果樹農業等推進条件整備事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。  附則（平成１９年～令和２年）　　　（略）  附則(令和３年６月３日第１回理事会承認)  １　この業務方法書の変更は、令和３年４月１日から施行する｡  ２　要綱第２の２の（４）の規定に基づき、生産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、令和３年度事業計画承認以前に着手したものについては、令和３年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。  ３　令和３年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ令和３年度中に、第１２次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。  別表１（果樹経営支援対策事業）   |  |  | | --- | --- | | 事業の種類 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　整備事業  (1) 優良品目・品種への転換等  　ア改植・新植  イ　高接  (2)小規模園地整備  (3) 放任園地発生防止対策  (4) 用水・かん水施設の設置  (5) 特認事業  ２　推進事業  (1)～(3)（略）  (4) 省力技術活用等による生産技術体系構築  (5)～(6)（略）  (7) 産地の構造改革・生産基盤強化等検討会  ３ 推進事務費  ４ 支援対象　者 | (ｱ)　　　（略）  (ｲ) 補助率及び植栽密度の下限  a　補助率は、要綱Ⅰの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組欄及び補助率欄の１の(1)に掲げるとおりとする。  ｂ　補助対象とする植栽密度の下限は次のとおりとする。  (a) 慣行樹形等への改植・新植  ①　主要果樹のうち以下の品目への改植・新植  りんご（18本／10a）、日本なし（40本／10a）、西洋なし（15本／10a）、かき（30本／10a）、ぶどう（12本／10a）、もも（18本／10a）、おうとう（15本／10a）、くり（21本／10a）、うめ（12本／10a）、すもも（13本／10a）  (a)②～(ｂ)④　　　（略）  ⑤　朝日ロンバス方式（りんご）への改植・新植（概ね33本以上／10a）  (ｳ)～（ｵ）　　　（略）  (ｶ) 同一品種の改植  実施細則第４条に該当する場合を除き、業務方法書第１８条の(1)のカの実施細則に定める場合とは改植が必要な場合であって、かつ次のいずれかの場合とする。  ①　省力樹形  ②　りんごのわい化栽培（慣行樹形からの改植に限る。）  ③～⑥　　　（略）  (ｷ) 自然災害時の補助対象経費等  自然災害による被害を受けた園地の改植については、次のａの経費を補助対象に加えることができる。ａの経費の補助率はｂによるものとする。  　なお、業務方法書第２２条第１号及び第２３条第３号の自然災害とは、一定の広がりの地域において発生した自然災害又は局地的に甚大な被害が生じた自然災害であって、都道府県、市町村等の被害対策の検討、指導等により改植を必要と判断される被害を生じているものをいい、原則として発生した年の翌年の１２月末日までに申請を行うものとする。  ａ　補助対象となる経費  (a) 改植と一体的に行う場合の果樹棚の設置に必要な資材費  (b) 改植を予定する被災した樹体の防除、枝落とし等の費用  ｂ　補助率  　　２分の１以内  (ｸ) 自然災害時の提出資料  　(ｷ)の申請に当たり産地協議会は、以下の事項を確認できる資料を協会に提出するものとする。  ａ　被災証明書等自然災害の被害、対策等が確認できる  資料  ｂ　改植の対象となる被災園地において補植的に改植する場合には改植実施箇所及び改植実施面積の算出根拠がわかる図面等  (ｹ)～（ｽ）　　　（略）  (ｾ) 業務方法書第１８条第１号のウに規定する省力樹形の導入に係る改植・新植への申請に当たり、産地協議会は、以下のａに加えて、ｂ又はｃのいずれかが確認できる試験結果若しくは事例を協会に提出するものとする。  ただし、要綱Ⅰの第１の１の(3)のアの表の１の(1)のイにおいて、定額とされているものを除く。  ａ　未収益となる期間の短縮が期待できるものであること。  ｂ　１０アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して１０％以上縮減できること。  ｃ　１０アール当たり収量について、慣行栽培と比較して１０％以上増加できること。  (ｿ) クビアカツヤカミキリにより被害を受け、「重要病害虫等早期防除対策事業」又はその他の事業により果樹を伐採した園地での植替えについては、新植として扱うものとする。  なお、新たに植栽することができる品目・品種は、伐採前の品種を含む産地計画に記載されている優良品目・品種であることとする。  (ｱ)～(ｲ)　　　（略）  ア～エ　　　（略）  ア～イ　　　（略）  ア～イ　　　（略）  ア～(ｲ)　　　（略）  (ｳ)　業務方法書第１８条第５号に規定する多目的防災網とは、栽培指針その他資料により、その効果、仕様及び施工方法が明確になったものとし、当該資料を協会に提出するものとする。  イ　　　（略）  ア　果樹生産性向上モデルの確立  (ｱ) 補助対象となる事業及び経費  果樹モデル地区協議会が行う、省力化・低コスト技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及に要する経費であって、要綱別表のうちの備品費、賃金等、事業費（会場借料、通信運搬費、借上費、印刷製本費、資料購入費、原材料費、消耗品費、農業機械・施設リース費）、旅費（委員旅費及び調査等旅費）、謝金、委託費、役務費及び雑役務費（手数料及び租税公課）  (ｲ) 補助率  定額（ただし、農業機械・施設のリース導入に係る補助率は２分の１以内とし、１地区当たりの補助金額の上限は１千万円とする。）  イ　新技術等の導入・普及支援  (ｱ) 補助対象となる事業及び経費  新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借上料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料、講師旅費・謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのＩＣＴ機器等導入費等の経費  (ｲ) 補助率  ２分の１以内  ア　補助対象となる事業及び経費  　産地計画改定その他産地の課題解決のための向けた検討会開催、農家等説明会資料費、農家等意向調査費、意向調査分析費、調査等旅費、委員謝金・旅費等の経費  イ　　　（略）  　　　（略）  （略） |   別表２（果樹未収益期間支援対策事業）   |  |  | | --- | --- | | 項　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　補助対象経費  ２　補助対象果樹等  ３　支援対象期間 | （略）  （略）  ４年間  ただし、、次に掲げる場合にあっては、４年間からそれぞれに該当する年数を減じた年数を支援対象期間とし、補助金の額を算出する。  　なお、(1)については、未収益期間に要する経費が、未収益期間支援事業の補助額を事業費に換算した額（44万円/10a）を上回る場合は、支援対象期間は４年間とする。  (1) 要綱Ⅰの第１の１の（３）のアの表の１の(1)のイの(ｷ)に定める省力樹形への改植等にあっては、協会が産地協議会からの申請を受け、果樹未収益期間に相当しないと認めた年数  (2) 要綱Ⅰの第1の２の(2)のただし書きの場合にあっては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（１年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）  (3) 別表１の１の(1)のアの(ｽ)に定める自己育成した大苗を用いる改植にあっては、協会が産地協議会からの申請を受け、未収益期間に相当しないと認めた年数 |   別表３（未来型果樹農業等推進条件整備事業）  　　　（略）  （削除）  別表４（新品目・新品種導入実証等事業）   |  |  | | --- | --- | | 項　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　補助対象経費  ２　補助率  ３　１地区当たり補助金額の上限 | 要綱Ⅰの第２の４の表に掲げる経費  　定額  　１千万円 |   別表５（優良苗木生産推進事業）   |  |  | | --- | --- | | 項　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　補助対象経費  ２　補助率 | 要綱Ⅱの第１の４の表に掲げる経費  　定額又は２分の１以内 |   別表６（花粉専用園地育成推進事業）   |  |  | | --- | --- | | 項　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　補助対象経費  ２　補助率 | 要綱Ⅱの第３の４の表に掲げる経費  　定額又は２分の１以内 |   別表７（果汁特別調整保管等対策事業）  　　　（略）  （事務実施の手続等）  第１条　業務方法書に定める事業等の実施に係る手続及びその様式は、以下のとおりとする。  　　　（削除）  別記様式１１号１～４　新品目・新品種の導入導入実証等事業  ※様式の新設・変更及び追記等は、該当する様式を整理。 | 第１条～第２条　　（略）  （業務）  第３条～(1)　　　（略）  (2) 果実計画生産確認事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業、新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業の実施並びにこれらの事業に対する補助  (3)～(4)　　　（略）  ２～３　　　（略）  （事業の実施に対する補助）  第４条　協会は、第３条第１項第２号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業、新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等、優良苗木生産推進事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業を実施する者に対して補助する。  第５条～第１４条　　　（略）  （整備事業）  第１５条～(5)ア　　　（略）  　イ　被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備の整備  （推進事業）  第１６条～(3)ウ　　　（略）  (4) 新技術等の導入・普及支援（要綱Ⅰの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の２の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。  ア  イ  (5)ア～(6)イ　　　（略）  (7) 産地計画の改定等に向けた取組（要綱Ⅰの第１の１の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の２の(7)の取組をいう。以下同じ。）は、産地協議会が産地の実情を踏まえた産地計画の改定又は策定に必要な検討会の開催、アンケートの実施、資料の作成等を行うものとする。  第１７条～第４８条　　　（略）  （補助金の額等）  第４９条　支援対象者ごとの補助金の額は、第４４条の改植等の園地ごとの面積に、要綱Ⅰの第１の２の(3)に定める補助率（定額）を乗じて得た額を合計し、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。  　ただし、次に掲げる場合にあっては、４年間から当該年数を減じた年数を支援対象期間とし、補助金の額を算出する。  (1) 要綱Ⅰの第１の１の(3)のアの表の１の(1)のイの(カ)に定める省力樹形への改植等にあっては、中央果実協会が産地協議会からの申請を受け、果樹未収益期間に相当しないと認めた年数  (2) 要綱Ⅰの第１の２の(2)のただし書きの場合にあっては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数（１年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。）  第５０条～第５１条　　　（略）  （事業の内容及び実施者）  第５２条　未来型果樹農業等推進条件整備事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、要綱Ⅰの第１の３の(1)のア又はイの実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を一体的に補助する事業とする。  ２　　　（略）  第５３条～第５４条　　　（略）  事業実施計画の承認等）  第５５条　本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。  (1) 支援対象者は、要綱Ⅰの第１の３の(8)の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。  (2)～(5)　　　（略）  第５６条（1）　　　（略）  (2) 協会は、要綱Ⅰの第２の３の(15)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。  第５７条～第５８条（2）　　　（略）  (3) 「大苗の育成」に係る事後確認は、育苗ほが設置された時点以降に行い、実施計画での大苗を用いて改植・新植する面積に十分な面積を確保されていること及び大苗を育成する条件が整っていることを確認する。  第５９条～第６１条　　　（略）  第５節　果樹生産性向上モデル確立推進事業  （事業の内容）  第６２条　果樹生産性向上モデル確立推進事業は、産地計画を策定している協議会が、農地中間管理機構を活用して園地を集積・集約し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹産地モデル地区」として取り組む場合に、労働生産性の向上を図る省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及を行う事業とする。  ２　前項の事業の実施者は、協会とする。  ３　前項の事業の取組主体は、産地計画を策定している協議会のうち農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹モデル地区」の取組を実施する産地協議会とする。  （支援の対象となる取組等）  第６３条　支援の対象となる取組は、要綱Ⅰの第２の１の(4)に示されているとおりとする。  ２　補助金の補助率は、定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は１／２以内とする。また、補助金額の上限は１千万円とする。  （事業実施計画の承認）  第６４条　取組主体は、要綱Ⅰの第２の１の(6)の果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、協会に提出する。  ２　協会は、事業実施計画を承認しようとするときは、北海道及び中央果実協会に協議するものとする。  ３　協会は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに取組主体に通知するものとする。  （補助金の交付申請）  第６５条　協会は、要綱Ⅰの第２の１の(14)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。  （事業の実績報告及び補助金の交付）  第６６条　事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。  (1) 取組主体は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、協会に提出するものとする。  (2) 協会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央果実協会に提出するものとする。  (3) 協会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、取組主体に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに取組主体に補助金を交付するものとする。  （事業実施状況の報告等)  第６７条　取組主体は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、７月末日までに協会に報告するものとする。  ２　協会は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、９月末日までに中央果実協会に提出するものとする。  （事業の評価）  第６８条　取組主体は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、７月末日までに協会に報告するものとする。  ２　協会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、９月末日までに中央果実協会に提出するものとする。  第６節　新品目･新品種の導入に向けた適地条件調査等  （事業の内容）  第６９条　新品目･新品種の導入に向けた適地条件調査等は、近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組を行う事業とする。  ２　　　（略）  （中央果実協会が特認する支援対象団体）  第７０条　要綱Ⅰの第２の２の(3)のウの「事業実施主体が特に必要と認める団体」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める団体をいうものとする。  （補助の対象となる取組等）  第７１条　補助の対象となる取組は、要綱Ⅰの第２の２の(4)に示されているとおりとする。  ２　補助金の補助率は、定額とする。ただし、１地区の補助金額の上限は１千万円とする。  （事業実施計画の承認）  第７２条　取組主体は、要綱Ⅰの第２の２の(7)の適地条件調査等事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、協会に提出する。  ２～３　　　（略）  （補助金の交付申請）  第７３条　協会は、要綱Ⅰの第２の２の(11)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。  （事業の実績報告及び補助金の交付）  第７４条  (1) 取組主体は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、協会に提出するものとする。  (2)　　　（略）  (3) 協会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、取組主体に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに取組主体に補助金を交付するものとする。  第７節  （事業の内容）  第７５条  ２　　　（略）  ３　前項の事業の取組主体は、要綱Ⅱの第１の３に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。  （支援の対象となる取組等）  第７６条　支援の対象となる取組は、要綱Ⅱの第１の４に示されているとおりとする。  ２　補助金の補助率は、１／２以内とする。  第７７条  （補助金の交付申請）  第７８条　協会は、要綱Ⅱの第１の１２の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。  第７９条  第８０条  第８１条  第８節  第８２条  （中央果実協会が特認する取組主体）  第８３条　要綱Ⅱの第３の３の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央果実協会が認める者をいうものとする。  （補助の対象となる取組等）  第８４条　補助の対象となる取組は、要綱Ⅱの第３の４に示されているとおりとする。  ２　補助金の補助率は、改植・新植については定額（ただし、要綱Ⅰの第１の１の(3)のアの表の１の(1)において定額とされていないものについては１／２以内）、小規模園地整備及び機材・設備のリース導入については１／２以内とする。  ３　　　（略）  （事業実施計画の承認等）  第８５条  (1) 取組主体は、要綱Ⅱの第３の５の花粉専用園地育成推進事業実施計画（以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。  (2) 産地協議会は、前号により取組主体から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第８７条に定めるところにより事前確認を行うものとする。  (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を協会に提出する。  (4) 協会は、事業実施計画を承認しようとするときは、北海道及び中央果実協会に協議するものとする。  (5) 協会は、中央果実協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して取組主体に通知するものとする。  （補助金の交付申請）  第８６条　協会は、要綱Ⅱの第３の１２の(2)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これをとりまとめ、中央果実協会に交付を申請するものとし、中央果実協会から補助金の交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。  （事業の実績報告及び補助金の交付）  第８７条  (1)取組主体は、取組が完了したときは、取組をそれぞれ又はまとめて実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。  (2)～(3)　　　（略）  (4) 協会は、中央果実協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、取組主体に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに取組主体に補助金を交付するものとする。  第８８条  （事業実施状況の報告等）  第８９条　取組主体は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、７月末日までに協会に報告するものとする。  ２　　　（略）  （事業の評価）  第９０条　取組主体は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、７月末日までに協会に報告するものとする。  ２　　　（略）  （補助金交付事務の委任）  第９１条　取組主体は、第８７条及び第８８条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。  第９節  第９２条  第１０節  第９３条  第９４条  （都道府県推進事務費）  第９５条　協会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第３条第１項第１号から第２号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業、新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等、優良苗木生産推進事業及び花粉専用園地育成推進事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央果実協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。  第９６条  第９７条  第９８条  第９９条  （財産処分等の手続）  第１００条　事業実施者（果樹経営支援対策事業にあっては支援対象者。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（ただし、機械及び器具については１件当たりの取得価格が５０万円以上のものとする。）について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成２０年５月２３日付け２０経第３８５号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、協会の承認を受けなければならない。  　また、協会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央果実協会の承認を受けなければならない。  ２～７　　　（略）  第１０１条  第１０２条  第１０３条  （各種施策との連携）  第１０４条　担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業及び果樹生産性モデル確立事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。  附則（平成１９年～令和２年）　　　（略）  別表１（果樹経営支援対策事業）   |  |  | | --- | --- | | 事業の種類 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　整備事業  (1) 優良品目・品種への転換  　ア改植・新植  イ　高接  (2)小規模園地整備  (3) 放任園地発生防止対策  (4) 用水・かん水施設の設置  (5) 特認事業  ２　推進事業  (1)～(3)（略）  (4) 新技術等の導入・普及支援  (5)～(6)（略）  (7) 産地計画の改定に向けた取組  ３ 推進事務費  ４ 支援対象　者 | (ｱ)　　　（略）  (ｲ) 補助率及び植栽密度の下限  a　補助率は、要綱Ⅰの第１の(3)のアの表の補助対象となる取組欄及び補助率欄の１の(1)に掲げるとおりとする。  ｂ　補助対象とする植栽密度の下限は次のとおりとする。  (a) 慣行樹形等への改植・新植  ①　主要果樹のうち以下の品目への改植・新植  りんご（18本／10a）、日本なし（40本／10a）、かき（30本／10a）、ぶどう（12本／10a）、もも（18本／10a）  (a)②～(ｂ)④　　　（略）  (ｳ)～（ｵ）　　　（略）  (ｶ) 同一品種の改植  業務方法書第１８条の(1)のカの実施細則に定める場合とは改植が必要な場合であって、かつ次のいずれかの場合とする。  ①　省力樹形  ②　りんごのわい化栽培  ③～⑥　　　（略）  (ｷ) 自然災害時の補助対象経費等  自然災害による被害を受けた園地の改植については、次のａの経費を補助対象に加えることができる。ａの経費の補助率はｂによるものとする。  　なお、業務方法書第２２条第１号及び第２３条第３号の自然災害とは、一定の広がりの地域において発生した自然災害であって、都道府県、市町村等の被害対策の検討、指導等により改植を必要と判断される被害を生じているものをいい、原則として発生した年の翌年の１２月末日までに申請を行うものとする。  ａ　補助対象となる経費  (a) 改植と一体的に行う場合の果樹棚の設置に必要な資材費  (b) 改植を予定する被災した樹体の防除、枝落とし等の費用  ｂ　補助率  　　２分の１以内  (ｸ) 自然災害時の提出資料  　(ｱ)の申請に当たり産地協議会は、以下の事項を確認できる資料を協会に提出するものとする。  ａ　被災証明書等自然災害の被害、対策等が確認できる  資料  ｂ　改植の対象となる被災園地において補植的に改植する場合には改植実施箇所及び改植実施面積の算出根拠がわかる図面等  (ｹ)～（ｽ）　　　（略）  (ｾ) 業務方法書第１８条に規定する省力樹形の導入に係る改植・新植への申請に当たり、産地協議会は、以下のａに加えて、ｂ又はｃのいずれかが確認できる試験結果若しくは事例を協会に提出するものとする。  ａ　未収益となる期間の短縮が期待できるものであること。  ｂ　１０アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して１０％以上縮減できること。  ｃ　１０アール当たり収量について、慣行栽培と比較して１０％以上増加できること。  (ｱ)～(ｲ)　　　（略）  ア～エ　　　（略）  ア～イ　　　（略）  ア～イ　　　（略）  ア～(ｲ)　　　（略）  イ　　　（略）  ア　補助対象となる事業及び経費  新技術等の導入、定着・標準化のための実証ほ借上料、実証用資材費、技術導入・普及研修会資料印刷費、会場借料、講師旅費・謝金、最新技術の調査費、システム開発・管理コンサルタント費、産地の技術革新のためのＩＣＴ機器等導入費等の経費  イ　補助率  　　２分の１以内  ア　補助対象となる事業及び経費  　産地計画改定に向けた検討会開催、農家等説明会資料費、農家等意向調査費、意向調査分析費、調査等旅費、委員謝金・旅費等の経費  イ　　　（略）  　　　（略）  （略） |   別表２（果樹未収益期間支援対策事業）   |  |  | | --- | --- | | 項　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　補助対象経費  ２　補助対象果樹等  ３　支援対象期間 | （略）  　　　（略）  ４年間  ただし、業務方法書第５０条のただし書きに掲げる他、別表１の１の(1)のアの(ｽ)に定める自己育成した大苗を用いる改植にあっては、協会が産地協議会からの申請を受け、未収益期間に相当しないと認めた年数を４年間から減じた年数とする。 |   別表３（未来型果樹農業等推進条件整備事業）  　　　（略）  別表４（果樹生産性向上モデル確立推進事業）   |  |  | | --- | --- | | 項　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　補助対象経費  ２　補助率  ３　１地区当たり補助金額の上限 | 要綱Ⅰの第２の１の（１１）の表に掲げる経費  　定額  　ただし、農業機械・施設リース導入費については２分の１以内  　１千万円 |   別表５（新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等）   |  |  | | --- | --- | | 項　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　補助対象経費  ２　補助率  ３　１地区当たり補助金額の上限 | 要綱Ⅰの第２の２の（１０）の表に掲げる経費  　定額  　１千万円 |   別表６（優良苗木生産推進事業）   |  |  | | --- | --- | | 項　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　補助対象経費  ２　補助率 | 要綱Ⅱの第１の１１の表に掲げる経費  　２分の１以内 |   別表７（花粉専用園地育成推進事業）   |  |  | | --- | --- | | 項　　目 | 補助対象となる経費及び補助率等 | | １　補助対象経費  ２　補助率 | 要綱Ⅱの第３の４の表に掲げる経費  　定額又は２分の１以内 |   別表８（果汁特別調整保管等対策事業）  　　　（略）  （事務実施の手続等）  第１条　業務方法書に定める事業等の実施に係る手続及びその様式は、以下のとおりとする。  別記様式１０号１～６　果樹生産性向上モデル確立推進事業  別記様式１１号１～４　新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等  ※様式の新設・変更及び追記等は、該当する様式を整理。 |